

アークランズ株式会社と災害時における 物資供給等に関する協定を締結しました

堺市では、アークランズ株式会社と災害時における支援協力に関する協定を締結しました。

本協定は、堺市で地震や風水害などの大規模災害が発生した場合に物資供給等の協力をいただくことを目的に締結するもので、この協定締結により、災害時における物資供給や啓発事業に関する支援協力の強化を図ることができます。

1 協定の名称

災害時における物資供給等に関する協定書

2 協定締結先

アークランズ株式会社（埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号）

代表取締役社長 坂本 晴彦 様

3 協定の主な内容

- ・「スーパービバホーム 美原南インター店」において取り扱う物資の供給
- ・店舗内にハザードマップを掲示する等の防災啓発事業への協力

4 協定締結日

令和4年11月30日（水）

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課: 危機管理室 防災課
電 話: 072-228-7605
ファックス: 072-222-7339

災害時における物資の供給等に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）とアークランズ株式会社（以下「乙」という。）は、堺市において地震、風水害、大火災その他の災害が発生（以下「災害時」という。）し、堺市災害対策本部、堺市危機管理対策本部、堺市国民保護対策本部もしくは堺市緊急事態対処本部のいずれかが設置された場合について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時に甲が乙の協力を得て被災者に対して、物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象となる施設は以下のとおりとする。

店舗名：スーパービバホーム美原南インター店（以下「本件店舗」という。）

住所：大阪府堺市美原区黒山1008番

（協力の内容）

第3条 災害時において、甲は乙に対し、乙が本件店舗において取り扱っており、かつ、その時点で乙が供給可能と判断した物資（以下「本物資」という。）を甲に有償で供給することを要請することができる。

（要請の手続等）

第4条 甲が乙に対して本物資の供給を要請するときは、災害時物資供給要請書（様式第1号）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに災害時物資供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況を鑑みて、乙の本件店舗における営業又は管理に支障のない範囲において可能な限り協力する。

- （1）災害により、乙の供給能力が低減した場合
- （2）災害により、他の優先事項が発生した場合
- （3）乙が被災した場合
- （4）乙が顧客を優先すべきと判断した場合
- （5）本件店舗の営業時間外に本要請を受けた場合

（物資の供給）

第6条 乙の第3条の協力における本物資の引き渡し場所は、原則として本件店舗とし、甲は本物資を確認の上で引き取り、運搬するものとする。ただし、乙による運搬が可能な場合は、乙の事前承諾を得た上で、甲の指定する場所へ搬送するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙の協力により本物資の供給を受けたときは、災害時の直前における適正価格を基に、その代金（消費税込）を負担するものとする。なお、前条に基づき、乙が甲の指定する場所

へ物資を搬送した場合の搬送にかかる一切の費用は、甲が負担するものとする。

(供給可能物資の数量の報告)

第8条 甲は、乙が災害時に供給可能な物資の数量について、本協定締結後、必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

(協議)

第9条 本協定の定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(特約)

第11条 甲は乙に対し、本件店舗内にハザードマップを掲示する等の防災啓発事業への協力を要請することができる。なお、乙が当該要請に応じる場合には、その旨を甲に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

甲 堺市

堺市長 永 藤 英 機

埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号

乙 アークランズ株式会社

代表取締役社長 坂 本 晴 彦